地域包括ケアシステムについて

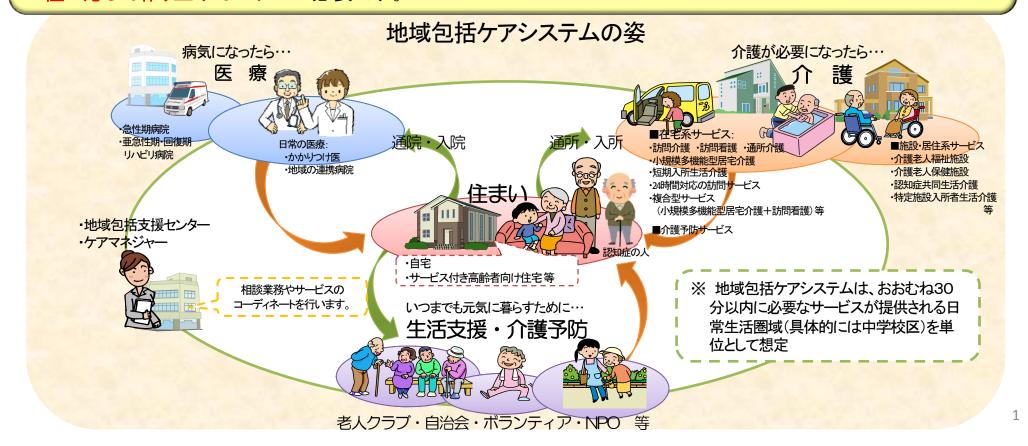
- 日常生活圏域ニーズ調査
- 持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムの あり方に関する調査研究事業報告書(概要版)

平成25年6月13日 厚生労働省老健局

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域 包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

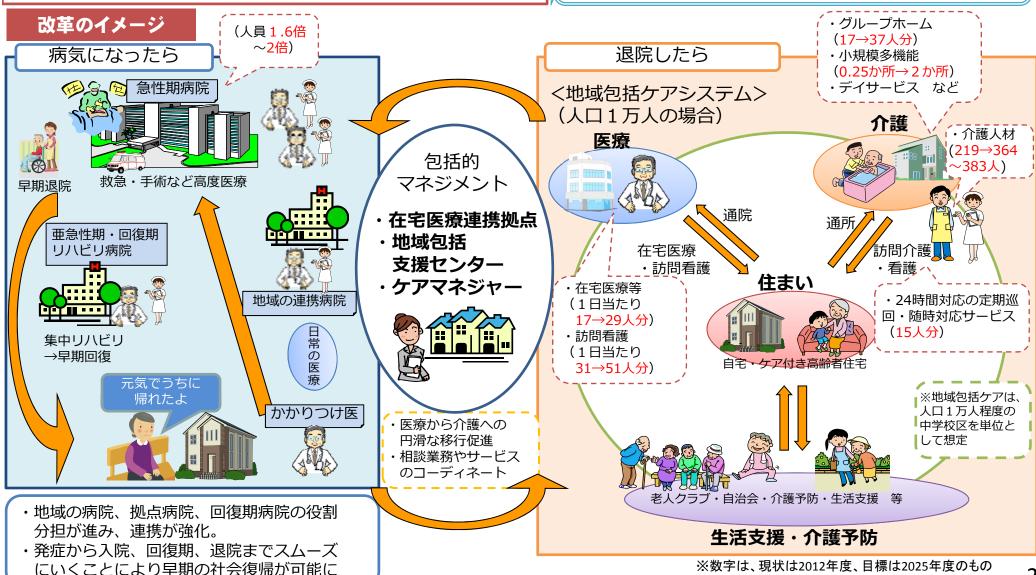
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



医療・介護サービス保障の強化

- 病床機能に応じた医療資源の投入による入院医療強化
- 在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築

どこに住んでいても、その人にとって適切な医 療・介護サービスが受けられる社会へ



介護保険法における「地域包括ケア」に係る理念規定の創設

介護保険法 第5条第3項 (平成23年6月改正、24年4月施行)

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)



地域の課題の把握と 社会資源の発掘

量的

· 質

的分析



地域の関係者による 対応策の検討



対応策の 決定・実行

日常生活圏域ニーズ調査等

介護保険事業計画の策定のため 日常生活圏域ニーズ調査を実施 し、地域の実態を把握

地域ケア会議の実施

地域包括支援センター等で個 別事例の検討を通じ地域の ニーズや社会資源を把握

※ 地域包括支援センターでは総合相談も実施。

<u>医療・介護情報の</u> 「<u>見える化」</u> (随時)

他市町村との比較検討

課題

- 口高齢者のニーズ
- □住民・地域の課題
- 口社会資源の課題
 - ・介護
 - ・医療
 - ・住まい
 - ・予防
 - ・生活支援

口支援者の課題

- ・専門職の数、資質
- 連携、ネットワーク

社会資源

- ○地域資源の発掘
- ○地域リーダー発掘
- ○住民互助の発掘

介護保険事業計画の策定等

- ■都道府県との連携 (医療・居住等)
- ■関連計画との調整
 - ・医療計画
 - ・居住安定確保計画
 - ・市町村の関連計画 等

■住民参画

- ・住民会議
- ・セミナー
- ・パブリックコメント等

■関連施策との調整

・障害、児童、難病施策等 の調整

■介護サービス

- ・地域ニーズに応じた在宅 サービスや施設のバラン スのとれた基盤整備
- ・将来の高齢化や利用者数 見通しに基づく必要量

■医療・介護連携

- ・地域包括支援センターの 体制整備(在宅医療・介 護の連携)
- ・ 医療関係団体等との連携

■住まい

具体策

0

検討

- ・サービス付き高齢者向け 住宅等の整備
- ・住宅施策と連携した居住確保

■生活支援/介護予防

- ・自助(民間活力)、互助 (ボランティア)等によ る実施
- ・社会参加の促進による介 護予防
- ・地域の実情に応じた事業 実施

■人材育成[都道府県が主体]

- ・専門職の資質向上
- ・介護職の処遇改善

事業化•施策化協議

■地域課題の共有

- ・保健、医療、福祉、地域の関係者等の協働による個別支援の充実
- ・地域の共通課題や好取組の共有
- ■年間事業計画への反映

第5期介護保険事業計画と日常生活圏域ニーズ調査

〇 地域の課題・二一ズを的確に把握するため、第5期計画(平成24~26年度)からは、計画策定に当たり、各市町村が「日常生活圏域二一ズ調査」を実施し、地域の課題・二一ズを把握することとした。

【目的】

- ・どの圏域に
- ・どのようなニーズをもった高齢者が
- ・どの程度生活しているのか

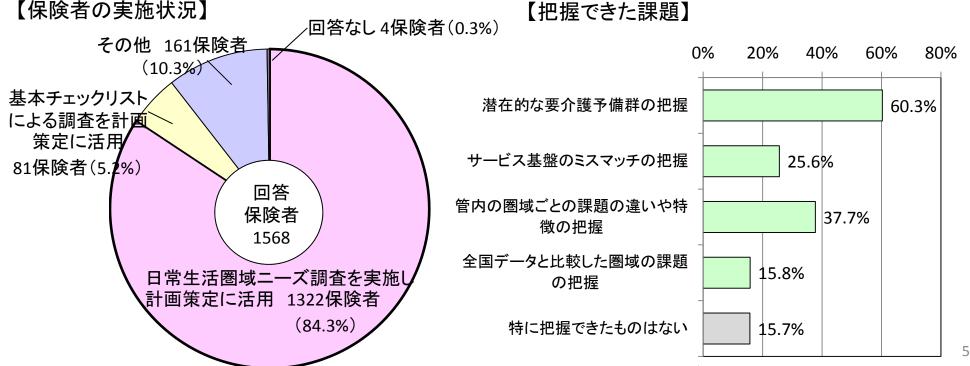
を把握する。

【調査項目(例)】

- 〇身体機能·日常生活機能 (ADL·IADL)
- 〇住まいの状況 〇社会参加の状況
- 〇認知症状 〇疾病状況

【調査方法】

・ 郵送+未回収者への訪問による調査



※ 日常生活圏域ニーズ調査を実施した1322保険者に対する割合(複数回答)

出典:第5期市町村介護保険事業計画の策定結果等に係るアンケート調査結果(厚生労働省老健局)

地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援 専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画 への反映などの政策形成につなげる。

地域包括支援センターでの開催 (高齢者の個別課題の解決)

- ○多職種の協働による個別ケース(困難事例等)の支援を通じた
 - ①地域支援ネットワークの構築
 - ②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
- ③地域課題の把握などを行う。

≪主な構成員≫

自治体職員、包括職員、ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、OT、PT、ST、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士その他必要に応じて参加

※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加

地域課題の把握

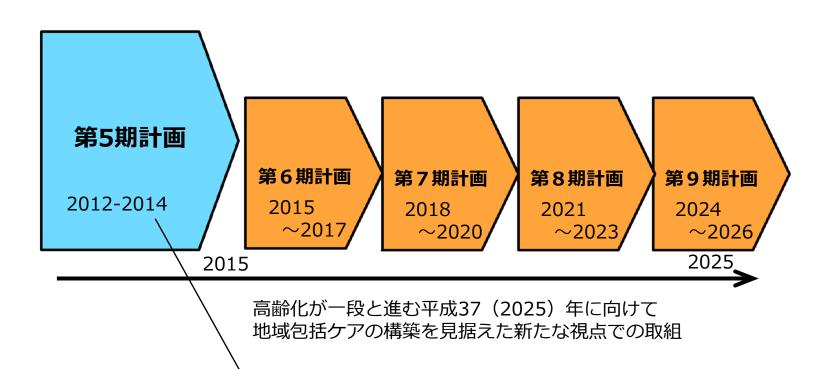
地域づくり・資源開発

政策形成

介護保険事業計画等への位置づけなど

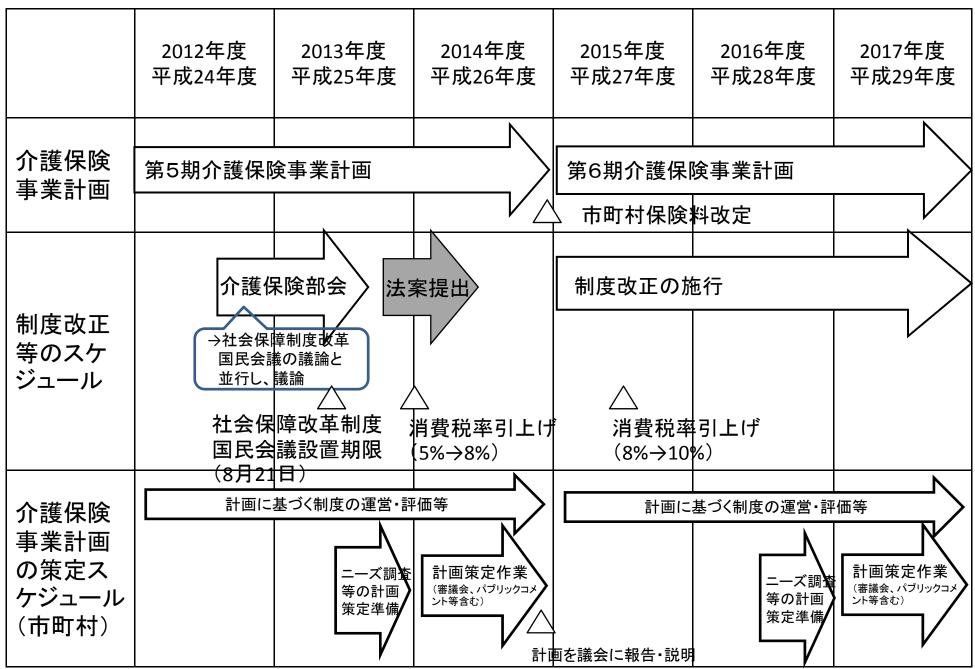
市町村での開催 (地域課題を解決するための社会基盤の整備)

2025年を見据えた現在の介護保険事業計画の位置づけ



第5期計画では、各自治体の高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる 地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実 、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して 第5期計画に位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタートする時点としており、第6期においても、更に取り組みを強化していくことが必要。

第6期介護保険事業計画に向けた今後のスケジュール



平成24年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業分)

持続可能な介護保険制度及び 地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業 報告書

一概要版一

平成25年3月

地域包括ケア研究会 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

地域包括ケアシステムの5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」

〇高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の 構築を目指す「地域包括ケアシステム」。

地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」



「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、 連携しながら在宅の生活を支えている。

【すまいとすまい方】

●生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケア システムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

【生活支援・福祉サービス】

- ●心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。
- ●生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅 広く、担い手も多様。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も。

【介護・医療・予防】

●個々人の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される(有機的に 連携し、一体的に提供)。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

【本人・家族の選択と心構え】

●単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つ。 ことが重要。

「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム

- ■自分のことを自分です
- ■自らの健康管理(セル フケア)
- ■市場サービス の購入
- ■高齢者によるボランティア・生 きがい就労

■当事者団体による取組

互助

- - ■ボランティア活動 ■住民組織の活動
 - ■ボランティア・住民組織の活動 への公的支援
- 共助 公助
- ■介護保険に代表される 社会保険制度及びサー ビス

自助

- ■一般財源による高齢者 福祉事業等
 - ■生活保護
 - ■人権擁護・虐待対策

【費用負担による区分】

- ●「公助」は税による公の負担、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間(被保険者)の負担であり、「自助」に は「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。
- ●これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付。 けられていない自発的なもの。

【時代や地域による違い】

- ●2025年までは、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯がより一層増加。「自助」「互助」の概念や求められる範 囲、役割が新しい形に。
- ●都市部では、強い「互助」を期待することが難しい一方、民間サービス市場が大きく「自助」によるサービス購入が 可能。都市部以外の地域は、民間市場が限定的だが「互助」の役割が大。
- ●少子高齢化や財政状況から、「共助」「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割 が大きくなることを意識した取組が必要。

地域包括ケアシステムにおいて諸主体が取り組むべき方向

■地域の諸主体が、地域に固有の資源を活用して、地域の特性にあった仕組みを構築。

地域のすべての住民

- ●地域包括ケアシステムは、元来、高齢者に限定されるものではなく、障害者や子どもを含む、地域のすべての住民のための仕組みであり、すべての住民の関わりにより実現。
- ●市町村が、地域住民の意識付けや個人の意欲の組織化を施策として積極的に取り組み、社会 全体の運動につなげていくことが重要。
- ●異業種も含め、地域の事業者も地域包括ケアシステムの重要な主体として活動に参加していただくことが重要(NPO、社協、老人クラブ、自治会、民生委員に加え、商店、コンビニ、郵便局、銀行なども)。
- ●とりわけ都市部では、企業・団体の組織力や 機動力も重要。
- ●地域包括ケアシステムの構築・運営で中心 的な役割。介護保険だけではカバーしきれな い部分についても、様々な財源、方法で問題 解決を図ることが重要。
- ●潜在的な地域資源を発見し、互助を含めて 地域包括ケアシステムに組み込んでいくこと が重要。
- ●介護保険事業計画は、都道府県の策定する 高齢者居住安定確保計画や医療計画などと の整合性の確保が必要。
- ●在宅医療・介護連携の促進を市町村が主体 となって取り組めるような制度的・財政的な あり方の検討が必要。
- ●専門知識を有する職員の育成・人事ロー テーションの検討が必要。

- ●介護者の位置づけと支援の考え方を改めて整理し、具体的な取組の推進について十分な議論を行うべき。



- ●高齢者はサービスの利用者である前に、自らの 生活を自ら支える自助の主体。
- ●自ら能動的に地域で活躍する主体として捉える 考え方、「高齢者の社会参加」が重要。地域の 支援の担い手となり、高齢者自身の生活意欲 向上と介護予防の効果もある。
- ●今後は、いかにして本人の生活に対する意欲を 高めるかということにより重点をおいたサービス 提供や予防事業を検討すべき。
- ●多職種が提供するサービスをいかに切れ目なく 統合的に提供するかが重要。
- ●事業者間の業務提携や法人間の連携などによる複数サービスのネットワーク化を国の政策として積極的に推進すべき。
- ●介護保険施設はその人材やノウハウの活用により在宅生活の継続や拡大を具体的に支援し、 地域の拠点機能を発揮すべき。
- ●一定水準以上の品質でサービス提供されていることが必須であり、職業能力評価を介護現場 に普及させていくことが必要。

- ●人的・物的資源や、構築に向けた取組の進捗状況など、地域差を意識した自治体支援が重要(工程表などのプロセス提示や、全国の様々な優良事例の発掘、提示)。
- ●市町村間のデータの比較分析による相対的な位置付けの把握など、市町村に対す る後方支援を行う役割を期待。
- ●広域的かつ中長期的な視点で介護人材確保・育成の取組を主導(介護人材の需給 予測と中長期的な介護人材戦略)することを期待。
- ●専門知識を有する職員の育成・人事ローテーションの検討が必要。

地域包括ケアシステムにおける「住まい・生活支援」「医療・介護の連携」「サービス」のあり方

住まい・生活支援のあり方

【住まいの確保】

- ●住まいは、地域包括ケアシステムの最も基本的な基盤。今後、 単身高齢者の急増が予想される都市部においては、住まいの 確保は急務。
- ●市町村と都道府県の間で住宅整備に関する計画の内容に齟齬をきたすことがないよう、介護及び住まいに関するニーズを的確に把握し、それぞれの目標が整合するように計画を策定すべき。
- ●低所得・低資産高齢者を対象とした住まいの場の確保に向けて、既存ストックを活用しつつ、民間事業者の協力を求めることが必要。
- ●単身高齢者を想定し、既存ストックの改修費用に対する新たな 補助に加え、一定の生活支援を行うことも視野に入れることが 必要(社会福祉法人やNPO等による支援や連携も)。
- ●居住支援と生活支援を組み合わせて実現する事業の構築や 養護老人ホーム・ケアハウスの活用の検討。

【生活支援のあり方】

- ●在宅生活の継続には、住まいの確保を前提に、医療・介護 に先立ち、「生活支援」の基盤が必要。
- ●「見守り」や「交流の機会」なども重要。
- ●生活支援のニーズと需要は多様かつ地域差も大きいため、 「自助」「互助」を基本とし、多様な主体が多様なサービス提供を実現すべき。
- ●市町村による地域診断とボランティアの発掘などの地域資源の確保が重要(ニーズ調査、地域ケア会議、見える化)。
- ●市町村や地域包括支援センターはニーズと資源をマッチングさせ、コーディネーターの役割を果たすべき。地域づくりのための中間組織の立ち上げも検討すべき。
- ●社会資源の立ち上げ支援は地域支援事業や一般財源により実施。
- ●「都市部」と「都市部以外の地域」でのアプローチは異なることに留意。

医療・介護の連携のあり方

【医療・介護の連携の必要性】

- 複合的な支援で生活を支える地域包括ケアシステムは、 様々な主体間・職種間の連携が重要。
- ●連携は、「リンケージ(連絡)」のレベルから、定期的な情報共有を行う「コーディネーション」のレベルに、さらには、情報の一元化による「インテグレーション(統合)」の水準に引き上げていくべき。
- ●連携のためには、顔の見える関係づくりを基盤に、多職種の相互理解が不可欠。また、看護職は、医療と介護の間にあり、多主体・多職種の連携・協働を促す中心的な役割を担うことが期待される。

【在宅医療の担い手を増やす方策】

- ●在宅医療を担う医師に、多職種協働(IPW:Inter-Professional Work)の成功事例を体感してもらうことが重要。
- ●在宅医療連携拠点の整備のため、市町村が地区医師会 等の専門職団体等を巻き込むことも重要。

●さらに多職種がともに学び実践を共有する多職種教育(IPE: Inter Professional Education)の実施が有効ではないか。

【医療・介護の連携による予防的ケア】

- ●可能な限り医療依存度を高めないための予防的な視点に立った介護と、ケアマネジャーや介護職等へのリハ職・看護職からの早期の適切な助言が重要。
- ●連携に基づく継続的アセスメントにより心身の状態の変化を 早期に把握し、先を見越した予防的なケアを期待。

【制度面での連携】

- ●居宅での医療系サービスや施設系サービスの役割について、他の在宅サービスとの役割の明確化や連携の在り方も含めて、地域包括ケアシステムにおける位置づけを引き続き検討すべき。
- ●様々な地域の実情と介護・医療ニーズの実態を踏まえ、各 サービス提供主体の機能の最善の組み合わせによる体制構築の視点が重要。

サービスのあり方

【要支援者向けのサービスのあり方】

- ●残されている心身の能力が高いほど、従来の生活スタイルや 嗜好性を重視する人が多いことから、生活支援や介護予防に ついては、多様な需要に対応することが必要。
- ●全国一律の単価や基準で定型的なサービスを提供する保険 給付という形態ではなく、地域の実情に合わせ、市町村が創 意工夫する中で住民主体の生活支援の取組などを積極的に 活用すべき。

【要介護者向けのサービスのあり方】

<訪問介護>

- ●在宅サービスの強化の観点から、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護や小規模多機能型居宅介護は、今後も普及・拡大していくべき。
- ●在宅限界点の引き上げの観点から、一日複数回の短時間巡回型ケアの効果について検証し、普及啓発を進めるべき。それも踏まえ、短時間ケアの介護報酬のあり方について再検討することが必要ではないか。

<通所介護>

- ●①預かり機能(レスパイト)、②機能訓練、③認知症ケア、④ ナーシング機能等、機能面から整理。預かり機能部分を薄く 評価し、専門性の高い機能についてより高く評価する介護報 酬の仕組みを検討すべき。
- ●団塊世代の増加に伴い、メニューやアクティビティの多様化や 有料サービスとの組み合わせも必要。
- ●通所介護において認知症者の介護者に対するサポートを組み合わせるといった取組も必要。
- ●外出支援を強化することで、通所系サービス以外の地域の集 い場への参加が可能になる高齢者も多い。
- ●お泊りデイサービスは、一義的には介護保険サービスの充実 を優先しつつ、サービスの実態把握等のため、届出制などの 仕組みも検討すべき。

くショートステイン

- ●1か月以上にわたるような長期利用は、心身の状態の維持改善という観点からも不適切な利用ではないか。
- ●在宅での生活や介護の状況について、日頃サービスを提供している在宅サービス事業者とショートステイ事業者が十分に情報連携することが必要。

12